



CONTENTS

I New Dean

法学研究科長就任のご挨拶	谷本 圭子	2
--------------	-------	---

II New Face

弁護士から念願の研究者に	青木 克也	4
着任のご挨拶	井畑 陽平	5
京都から札幌。そしてまた京都へ ―着任のご挨拶	岩淵 重広	7
着任のご挨拶	田中悠美子	9
着任のご挨拶	竹内 浩史	10

III Sabbatical

“熊” だったり、“猫” だったり	中西 千香	12
-------------------	-------	----

IV Academic Conference

京都弁護士会館での国際シンポジウムを終えて	小田美佐子	14
-----------------------	-------	----

V Study Group

研究会		16
-----	--	----

VI Research Grant

科研費		17
-----	--	----

New Dean

新法学研究科長挨拶

法学研究科長就任のご挨拶

谷本 圭子 TANIMOTO Keiko

本年4月より、法学研究科長に就任しました谷本圭子と申します。2018年と2019年には研究・大学院担当副学部長として法学研究科執行部を経験したことにより、本研究科が、各界の諸先輩方から多大なお力添えを得てきたことを実感しており、改めまして心より御礼申し上げます。

法学研究科は、研究者養成のみでなく、企業法務への就職希望者、税理士・司法書士・弁理士など専門職を目指す者や、公務員希望者に向けて、高度な専門知識を得てこれを運用する能力を涵養することをも目的としております。法学部の教員を中心に、税理士・司法書士・弁理士並びに企業の皆様からのご協力も得て、充実した教育内容を提供していると自負しております。法学研究科に入学すれば、研究したい法学・政治学の専門領域について高度な専門知識を得て、きめ細やかな指導を受けることができる環境が整えられています。

法学研究科の魅力は、何といたっても学部教育とは比べ物にならない「超少人数教育」にあると言えます。法学研究科の定員そのものが50名と小規模で、近年の入学希望者数の実態に合わせて、本年度、これまでの60名から50名へと定員を縮減しました。近年の入学者は、2023年30名、2024年19名、2025年26名と、まだまだ少ない状況ですが、本年度からの法学研究科の改革により、より多くの研究意欲に充ちた方々が入学されるこ



とを期待しています。近年は立命館以外の大学を卒業された留学生や他学部出身の進学希望者が増えている一方で、立命館大学法学部生の進学希望者数はそれほど増えていません。しかし、法学部生が、法学研究科での教育内容や進路についての情報を適時に正確に知ることができれば、「もっと少人数で専門領域の学修をしたい」、「専門家から詳細な指導を受けたい」と考える学生も今よりも多く現れるのではないかと思います。まずは、立命館大学法学部に所属する1学年約720名に対して、情報発信の仕方を工夫したいと考えています。

言うまでもなく法学部入学者の多くは、まだ18歳・19歳にすぎません。法学部や法科大学院については知識があるとしても、「法

学研究科」については考えたこともないでしょう。自分の進路として、弁護士になりたい、公務員になりたい、会社で働くのだろうな、などは想像できるとしても、その他の進路や職業については、2～3年という短期間のうちに自ら情報を得るか、誰かから知らされるかによってしか、知ることもできないのが現状です。これまでも法学部では、1回生全員に自らの進路を考えてもらうため、キャリア教育科目「社会に生きる法」の授業において、税理士・弁理士・企業法務部・公務員の方々などから、実体験を語ってもらい情報を得る機会を設けてきました。そのような進路が法学研究科への進学により実現することも、着実に発信していきます。

ただ、研究者という進路については、あまり力を入れて情報発信をしてこなかったように思います。研究コースへの進学者はとて少なく、将来的には法学部や法学研究科で教える研究者、すなわち教員の数が増えるのではないかと、研究や教育の質を維持できるのかという危機感を覚えています。しかし、時折、法学部生から「研究者という道には憧れがあるけれども、現実には難しいですね」という期待と不安が入り混じった声を聞くことがあります。「憧れている」のであれば、その希望を後押しすることができるので、「学ぶことが好きでコツコツと地道に研究することができれば、法学研究科に入学して研究することでなれるよ」と言っています。立命館大学法学部教員のほとんどは、大学院教育を受けた研究者であるため、大学院教育がどのようなものかを語るができます。まずは、私たち教員が、大学教員、つまり研究者という職業の魅力を直接語る機会を増やすことか

ら、情報発信を始めていきたいと思います。

また、法学研究科としても、法学部生を「法学・政治学の研究者」という進路へいざなうため、今年から新たな取組みを始めます。法学部生に「法や政治に関する自由な研究」を個人やグループでポスターにより発表してもらい、優秀者を表彰するというイベントを開催します。このイベントにはだれもが自由に参加して自分の考えを述べられるようにします。何よりも自由な発想で法や政治を考えて自らの考えを他者に発表することが、研究者を目指すための第一歩と考えるからです。

法学研究科の執行部として、研究・大学院担当副学部長の山田泰弘教授と共に、より具体的に法学研究科教育の「実像」と「魅力」を知らせることにより、学部や大学の内外、また国内外から多くの方々に進学先として選ばれるよう、努力していく所存です。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(たにもと けいこ・民法、消費者法)

New Face

新任紹介

弁護士から念願の研究者に

青木 克也 AOKI Katsuya

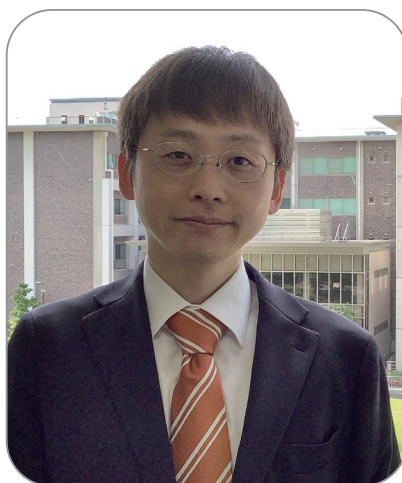
2025年4月、京都大学の大先輩にあたる佐藤敬二先生（労働法・社会法）の後任として、法学部に准教授として着任しました。よろしくお願いします。

1989年（7月）に茨城県に生まれ、2020年12月から2025年2月までは茨木市に住んでおりました。ちなみに読み方はいずれも「いばらき」が正解です。

田舎育ちで大都会には畏れがあったため、東京を避けて京都で長い学生生活を送っていました。学生としてはそれなりに真面目で、講義は常に前のほうの席で聴いて懸命にノートをとっていました。

学部生時代に日本最大の寄せ場（日雇労働者の街）である大阪市西成区の釜ヶ崎を訪れたことをきっかけに、貧困問題に強い関心を持つようになりました。京都でも「京都夜まわりの会」という野宿者支援の団体があることを知り、その活動に参加して、岡崎公園、円山公園、鴨川河川敷、ゼスト御池、京都駅などで野宿している方々に毎週声かけとささやかな物資の提供、共同炊事（炊き出し）や生活保護制度の案内などをしていました。立命館、同志社、龍谷などの学生もよく参加しており、年1回は京都の司法修習生の方々（有志）も人権研修プログラムで参加されていました。

2011年には、釜ヶ崎の夏祭りや越冬闘争で炊き出しなどのボランティアをしていた関西の諸大学の学生による「学生企画ネットワーク（がきネット）」という団体が結成され、



私もメンバーとして社会問題に関する様々な学習会やイベントに参加したり、企画・運営を行ったりしました。2015年2月には、がきネットの仲間と学費・奨学金やブラックバイト（学生であることを尊重しないアルバイト）の問題に取り組む「関西学生アルバイトユニオン（かんユニ）」という労働組合を結成し、初代事務局長に就任しました（当時は法科大学院生で、司法試験受験のため1年で退任）。そのような私たちの活動を法律家として親身に支えてくださったのが、大阪弁護士会貧困問題対策本部の小久保哲郎弁護士、山田治彦弁護士、中西基弁護士、大阪司法書士会の徳武聡子司法書士でした。

貧困問題に取り組む中で、過労死や非正規雇用などの労働問題にも関心が広がっていき、より専門的な知見を得たいと考えるようになりました。京大には、法科大学院から（修

士課程を経ずに) 博士後期課程に進学でき、経済的に十分な援助を受けながら研究に専念できる「特定研究学生」という制度があり、それを利用して 2016 年 4 月から 2019 年 9 月まで博士後期課程で労働法の研究にいそめました(2020 年 3 月に博士論文合格により修了)。当時、コンビニオーナーが本部とのフランチャイズ契約のもとで過酷な勤務を余儀なくされている実態がクローズアップされており、そのようなフランチャイジーの労働法的保護の可能性を探るべく、ドイツ法を参照する比較研究を行いました。

博士後期課程を出た後は、研究者としての就職が難しい状況にあり、他方で司法試験には既に合格していて実務への関心もあった

ため、司法修習(73 期・実務修習地は徳島)を経て 2020 年 12 月に弁護士登録をしました。京都・大阪を拠点とし、労働事件を多く扱っている事務所に所属して、現在も弁護士業務を副業的に行っています(収入よりも、研究に活かせる実務的な知見の維持が目的です)。

2024 年に、思いがけず本学部専任教員の選考を受ける機会に恵まれ、幸運にも採用していただくことができました。立命館大学は研究環境が非常に充実しており、学生の能力・意欲も高く、建学の精神や教学の理念にも大いに共感するところです。この上ない境遇に感謝しつつ、研究者・教員として全力で社会に尽くしてまいります。

(あおき かつや・労働法、社会法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

井畑 陽平 IBATA Yohei

この度、2025 年 4 月 1 日付をもって、立命館大学法学部に着任いたしました井畑 陽平と申します。学祖・西園寺公望先生の私塾に淵源を発し、「自由と清新」を建学の精神、「平和と民主主義」を教学理念として、150 年以上にわたり日本の知を牽引してこられた立命館大学、その中でも特に法学研究及び教育において輝かしい伝統を誇る法学部の一員として、研究・教育に携わる機会を賜りましたこと、大変光栄であると同時に、その重責に身が引き締まる思いです。

私はこれまで、長崎大学経済学部において、



法学、とりわけ独占禁止法（独禁法・競争法）の研究・教育に携わってまいりました。私がこの分野に強い関心を抱いた原点には、学生時代に目の当たりにしたマイクロソフト事件があります。世界的な企業の戦略に対し、法がいかに深く関与し、時にその方向性を左右しうるかという事実強い感銘を受けました。加えて、この分野が有する「法学と経済学と両方の知見」を必要とする学際的な性格、さらには、公正な競争ルールの実現とその唱導とを通じて「社会にとって価値ある貢献」ができるのではないかという期待が、研究者を志す大きな動機となりました。

私の専門とする競争法は、企業間の公正かつ自由な競争のあり方を法的に規定し、市場経済の健全な発展と消費者利益の確保とを目指す分野です。特に、中（長）期的な課題として「市場競争の公正性を維持することで生ずる諸価値を最大限享受できるような法規制を、いかにして、新しく現れる経済取引に対して実装するか」という問いを立て、研究を進めています。具体的に述べますと、デジタル化が進む領域では、スマートフォン OS のエコシステムや、Amazon、楽天といった巨大プラットフォームが展開するビジネスなど、私たちの暮らしに身近なサービスの文脈で、公正な競争がより良い形で維持されるための「仕組み」が問われています。立命館大学が「チャレンジ・デザイン」の下で推進する「次世代研究大学」構想や「社会共創」の理念は、まさにこうした現代的課題に対し、分野横断的な知を結集して解決策を探索しようとするものであり、競争法の研究を通じて、微力ながら私にも貢献できる部分があると考えております。私の研究では、比較法の視点を基軸としつつ、理論と実務の両面からこれらの課題にアプローチし、その成果を社会に還元していくことを目指します。

教育におきましては、競争法の知識や解釈技術の習得に留まらず、法の背後にある経済学的知見や社会的意義を理解し、複雑な事象について、多角的に分析できる法的思考力を養うことを重視したいと考えています。法学部での学びは、まさに現代社会を動かす「社会の仕組み」を基礎から理解する営みです。学生の皆さんには、立命館の「自由と清新」の精神の下、主体的に学び、自ら問いを立て、専門分野はもちろんのこと、広い視野を持って多様な価値観に触れる経験を積んでほしいと願っております。そして、そこで得た知見と法的思考力を駆使し、将来、それぞれの関心分野で「社会を良き方向へと動かす力」の一助となってくれることを、心より期待しています。その挑戦を支え、「創発性人材」として羽ばたくお手伝いができるならば、望外の喜びです。

最後に、法学部の諸先生方、職員の皆様、そして学生の皆さんと共に、立命館大学の発展、とりわけ法学部における研究・教育の更なる充実に貢献できますよう、誠心誠意努める所存です。浅学非才の身ではございますが、皆様からのご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（いばた ようへい・経済法）

New Face

新任紹介

京都から札幌。そしてまた京都へ―着任のご挨拶

岩淵 重広 IWABUCHI Shigehihiro

2025 年 4 月より立命館大学法学部に着任しました岩淵重広（いわぶちしげひろ）です。さて、この文章は、「自己紹介をしてください」という依頼を受けて書いているのですが、普通に書くと、どうしても硬くなってしまうため、インタビューを受けているという形式にさせていただきました。最後までお読み頂ければ幸いです。

―本日はよろしくお願いします。まずは自己紹介をお願いしますか？

よろしくお願いいたします。2025 年 4 月より立命館大学法学部に着任しました岩淵重広です。専門は、商法ですが、その中でも特に会社法分野の研究を中心にしています。学部では、会社法 I αをはじめとする商法関連科目や卒業研究、専門演習、基礎演習といった科目を担当します。

生まれは京都市で、2018 年 3 月に同志社大学大学院法学研究科を修了するまでずっと同じ場所に住んでいました。その後、同年 4 月に、札幌にある北海学園大学法学部で働くことになり、同大学で 7 年間研究・教育に従事しました。7 年間も札幌に住んでいたため「雪がないからまだ寒い」という感覚も分かるようになりました。

また、札幌に住んだからこそ分かるようになった京都の良さ・特徴というものもありまして、生まれ育った土地とは違う地域で暮らすという経験は、育った土地の気づかなかった面を教えてくれるものでもありました。研究に限らず、視点を多く持てるようになることは、大事なことなのだなと実感しています。



―先生の研究テーマについて、教えていただけますか？

会社の倒産間際の場面で生じる法的問題について検討してきました。株式会社には、法人格や有限責任制度という仕組みが備わっており、これらはメリットのある優れた仕組みです。ただし、メリットだけかといえばそうではなく、これらの仕組みによって、倒産局面にある会社では困った問題が生じてしまうこともあります。たとえば、これらの制度によって、取締役や株主は、株式会社が倒産しても、会社の返済できなかった借金を当然には負担しないことになるため、倒産間際の会社に漫然と事業を継続させ、取引先などに不要な損失を被らせてしまうこと等があります。そこで、こういったことが生じないようにするためのルールが、多くの国において存

在しています。ただ、そういったルールの具体的内容は国ごとに異なっていたりします。そこで、このような相違がなぜ生じるのかや、その相違点等を踏まえて日本の法制度への示唆が得られないか等を考えたりしています。最近では、従来のテーマに加えて、スタートアップ企業の促進にかかわる制度設計のあり方に興味を持っています。クラウドファンディングや未上場株式のセカンダリー市場の設計に関する検討にも着手しています。

—教育面で、心がけていることはありますか？

少しでも、法学という分野に興味を持ってもらえればと思って講義をするようにしています。ただ難しいのは、面白い議論を理解するためには、それなりの前提知識が必要になるということで、前提知識の修得それ自体はあまり面白くはないことも多いという点です。たとえば、スポーツをより楽しむには、筋トレなどの基礎的なトレーニングも必要になってきますが、そういった基礎的なトレーニング自体は、スポーツそれ自体をプ

レーすることに比べて、あまり楽しくない。でも、基礎的なトレーニングもしないと、全然スポーツも楽しめない。研究もそういうところがあって、法学（とくに会社法（？））は、面白く感じるまでに必要になることが多いような気もしています。とはいえ、なんとか面白さを伝えたいと思って、いろいろ試行錯誤しています。

—最後に、立命館ロー・ニューズレターを読んでいる皆さんに一言お願いします。

着任してまだ間もないのですが、立命館大学の学生さんには、パワフルな方が多いように感じています。本当によく話しかけてくれますし、面白い質問もしてくれます。良い刺激を受けられているなと感じています。この素晴らしい環境を十分に活かして研究・教育にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

（いわぶち しげひろ・商法）



New Face

新任紹介

着任のご挨拶

田中 悠美子 TANAKA Yumiko

2025年4月に立命館大学法学部に着任いたしました田中悠美子と申します。専門分野は民事訴訟法（民事手続法）です。

私は、生まれてから今日に至るまで京都府で暮らしてきました。また、京都市内の中学・高等学校で中学・高校生時代を過ごし、その後、大学に進学してから本学に赴任するまでの間は京都大学に在籍していました。そのため、京都の街には特別の思い出があります。本年度から立命館大学という京都の伝統ある大学で勤務させていただきますことを大変嬉しく思っております。

さて、この度、新任の教員として着任のご挨拶の原稿を執筆する機会をいただきましたが、大学に入学した時にはこのような未来が訪れるとは全く想像していませんでした。法や裁判について学んでみたいという思いから法学部を選択したものの、研究者や法曹のような法の専門家の道は自分からは遠いものであると感じていたからです。その気持ちが変わったのは、国際法の模擬裁判と勉強会を通じて国際法を学ぶサークルに入ったことがきっかけでした。まず、このサークルには法曹や研究者の道に進んだ先輩が多くいらっしやったため、それらの進路が身近なものであると感じるようになりました。さらに、このサークルはハードなサークルで、学生時代の前半はサークル活動のことばかり考えていたのですが、サークル活動のおかげで、法的小伙伴们を考へる楽しさを知り、何らかの形で法に携わる仕事に就きたいと思うように



なりました。ただ、その頃はまだ、実務家と研究者のいずれを志望するかを決めきれませんでした。しかし、私にとっては幸いなことに、出身校では、法曹を志望する者だけではなく実定法の研究者を志望する者も、修士課程ではなく法科大学院に進学することが推奨されていました。そこで、いずれを志望するかは保留しつつ法科大学院へ進学するという道を選ぶことができました。法科大学院進学後は、迷いながらも目の前のやるべきことに取り組んでいくうちに、このまま大学で法について学び続けたいという思いが強くなり、博士後期課程に進学することにしました。

このように、私が研究者になりたいという気持ちを固めたのは、博士後期課程に進学することを決めた時でした。その時に民事手続

法を専攻することにした理由は、学部と法科大学院での学びを経て最も心惹かれた法分野が民事手続法であったことと博士後期課程への進学を勧めてくださった恩師との出会いにあります。博士後期課程進学後は、多くの先生方や先輩方にご指導いただき、また、事務の方々にもお世話になりました。そのおかげで今日まで研究を続けることができた実感しています。現在の主な関心は、民事手続において、当事者と裁判官はどのように役割を分担すべきなのか、また、当事者や関係人の手続的な権利をどのように保障していけばよいのか、という点にあります。これらの問題について、ドイツ法と比較しつつ、憲法がどのような影響を与えるのかという観点を重視して研究を進めております。

本格的に大学での教育活動を担い始めたのはこの春からですが、すでに1か月ほど授

業を担当させていただいている中で、わかりやすく面白い授業をすることの難しさを痛感しています。また、明るく前向きに授業に参加してくれている学生の皆さんに私の方が育ててもらっているとも感じています。私が担当する授業を履修して下さっている皆さんに、まずは、理解しやすい授業を行うことができるように、さらに、法学、とりわけ民事手続法学の面白さを伝えることができるように、精進いたします。

教員としても研究者としてもまだまだ若輩者で、至らぬ点が多々ございますが、これまで私を導いてくださった方々の学恩と私を法学部の一員として温かく迎えてくださった立命館大学の皆様のご恩に報いるべく、教育活動と研究活動に邁進してまいります。今後とも何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(たなか ゆみこ・民事訴訟法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

竹内 浩史 TAKEUCHI Hiroshi

今春から法務研究科教授に就任しました。前職は裁判官で、最終官職は津地方裁判所の民事部総括判事でした。

司法修習を終えて16年間、名古屋市内で弁護士活動をした後、中部弁護士会連合会の推薦を受けて最高裁に判事として指名され、内閣に任命されました。

裁判官は22年間務め、東京高裁、東京地

裁、さいたま地家裁川越支部、横浜地裁、大分地裁、大阪高裁、名古屋高裁、津地裁と転勤を重ねました。

私は愛知県（東三河）の生まれで、出身は東京大学なのですが、実は学生時代から立命館大学とは深い御縁がありました。「教科書問題」が国際問題になっていた大学1年生当時の読書会がきっかけで、先輩に言われるが



まま、家永三郎先生の教科書裁判の学生支援会に加わったのですが、当時の西の拠点は立命館大学であったため、しばしば衣笠キャンパスを訪ねて一緒に支援活動をしていました。官学や他の私学には感じられない自由な気風には一目置き、憧れを抱いていました。

私は司法修習生時代から青年法律家協会に加入し、そのためか当時は裁判官に勧誘されず、弁護士としては、名古屋で労働事件（労働者側）や市民オンブズマンを中心に活動し、それなりに成果を上げました。

平成司法改革の下で新たに制度化された弁護士任官の2期生として裁判官になりました

が、最後は同期の裁判官と異なって高裁の裁判長や判事1号又は2号の俸給に上げてもらえず、地域手当（基本給に上乗せして東京23区は20%に対し津は6%）でも差別されたため、国に対して違憲訴訟を提起した上で、65歳の定年まで約2年半を残して早期退官しました。このような思い切った行動に及ぶことができたのも、立命館大学にお誘いいただいていたからです。国に弓を引く輩の採用には、さすがに教授会で消極意見も出るのではないかと覚悟していましたが、そのようなことは全く無かったと後で伺い、さすがは立命館大学だと深く感じ入りました。

ロースクールでは、民事訴訟法を中心に5年程度教える予定ですが、特に、裁判官・弁護士がそれぞれの立場からどのように民事裁判（行政訴訟・人事訴訟を含む）を運用し、良心に従い独立して熟慮し、憲法と法律の下で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るかという観点から、受験技術・訴訟技術にとどまらない、私なりの民事訴訟法学及び教授法を究めたいと望んでいます。

民事裁判官として司法修習生の指導に当たった以外は全く教授歴の無い新米ですが、今後ともよろしくお願いします。

（たけうち ひろし・民事訴訟法）



Sabbatical

外留報告

“熊” だったり、“猫” だったり

中西 千香 NAKANISHI Chika

筆者は2024年4月1日から2025年3月31日まで、中華人民共和国、四川省成都市にある四川大学の研究者コースに在籍し、滞在した。これだけの長期滞在は2002年から03年の北京留学以来であった。当然、所謂留学期間より長く滞在できたので、中国の、四川の一年がより分かった気がする。何より、快く送り出してくださった法学部のみなさまに感謝申し上げたい。

成都に到着して、最初にしたことは、部屋探しである。大学の事務方から「学内より自分で借りた方が安いし、便利だ」とアドバイスされ、自分で探すことになった。幸い、出国前から連絡を取っていた不動産屋の手厚い対応によって、間もなく見つかった。外国人が海外で部屋を借りるにはやはり勝手が違った。いろいろつまづきつつ、居留証を得るまでに一か月以上要したがそれも聞けば特に遅いというわけでもなく、スムーズだったようである。

四川省成都市は人口も東京都よりも多く、ここ数年の人口流入も著しい。内陸にある、大都会なのである。日系のコンビニもあり、誰もが知る日系の回転すしチェーンもある。中国での消費活動には財布いらず、鉄道の予約、バス、タクシー、シェア自転車、映画のチケット予約、通販、デリバリー、水道、電気などのライフラインもとにかくすべてが手のひら(スマホ)で解決する。きわめて便利で、日本の生活が恋しいと思うこともなかった。

私の住まいは、近くに四川大学や四川音楽学院がある文教地区で、また、となりには成都市音楽ホールもあり、国内外の管弦楽団の音楽会をはじめ、ミュージカル、演劇に容



中国らしい四川大学北門

易に手に届くところにあった。そして、最寄りの地下鉄の駅にも所謂「街角ピアノ」があったり、階段を上り下りするときに音楽を奏でるしかけがあったりとまさに音楽の街であった。同じ建物の住人にも音大生がおり、声楽、ホルン、サクソ、ピアノとかなり良質の心地のよい音楽がよく聞こえてきていた。音楽も好きな自分には申し分のない街で、非常に満足だった。

筆者が四川省成都を選んだのは、所謂“熊猫文化”を知るためであった。筆者は、その中でもパンダファン界隈の中国語、彼らの行動、SNSでの表現方法など、彼らが作り出す“熊猫文化”とパンダの今を知るために、ゼロから開拓していった。

ジャイアントパンダ(以下パンダ)の多くは四川省(あとは陝西省)に生息し、以下で説明する二つの組織がパンダの飼育と繁殖、保護、野生化プロジェクトを行っており、成都市とその周辺にパンダ基地が置かれている。

例えば、今話題の和歌山県白浜町のパンダたちは“成都大熊猫繁育研究基地(以下、基地)”に所属し、東京の上野動物園のパンダは、“中国大熊猫保護研究中心(以下セン

ター) ”に所属している。現地のコアなファンは、中国国内外の動物園に派遣されているパンダがこの二つのどちらの組織に所属するパンダかを基礎知識としておさえている。

この時、現地のファンたちは、「基地の“猫”」、「センターの“猫”」という表現をする。四川のパンダファンは、パンダ“熊猫”を会話の中で、“猫”と言うのである。四川に来る前には、全く想像できなかったことであった。パンダ基地での会話では、この先に“猫”でているかと聞き、当然のように“猫”はいらぬのだと答えるのである。複数形にするときには“猫猫們”となる。パンダファンのことは“猫粉”と言う。

このようにすべてを“猫”でパンダを表現するのかもしれない、そう単純なものではなく、“熊”もでてくる。上で挙げた例の“猫”の部分“熊”と言うことも不可能というわけではない。“熊”は書面的表現によく登場する。

例えば、人が物思いにふけることを“思考人生”と言うのだが、ぼーっと物思いにふけているパンダをみながら“思考熊生”とつぶやく。そして、誕生日を祝うときにファンたちが寄せる SNS でのやりとりには“祝熊生順遂（素敵なパン生でありますように）”と言うのである。また、“美人”ならぬ「美パンダ」のことは、“美熊”となり、“本人”ならぬ、「本パン」を言う場合は“本熊”と言うし、自分が一番好きなパンダを言う時に

は、意中の人を表す“心上人”をもじって、“心上熊”と言うのである。

これらの話を四川以外の人、パンダファン以外の人に話せば、やはりそれは特別な言い方で、普通の人には伝わらない。中国人、四川人、誰もがパンダに興味があるわけでもない。本当にコアな中国語の世界を知ることができたと思う。所謂、「推し」を取り巻く中国語の世界を多く知ることができた。そして、今を生きる中国人をより身近に感じながら過ごせたのではないと思う。

この一年間、四川大学の授業に参加したり、AI と中国語教育に関する研究会に参加したり、また、パンダ配信の会社に身を寄せて、撮影の現場をみせてもらったり、翻訳のお手伝いをしたりした。たくさんの仲間から吸収したものは、ここには書ききれない。これまで持っていた、中国語、中国に対する理解をさらにグレードアップして帰ってくることもできた。何よりも代えがたいのはこの一年の人とのご縁だと感じている。これからも続くこの縁が本当に楽しみである。

(なかにし ちか・中国語)

パンダ親子の食事風景



街の横断歩道にもあらわれるパンダ

Academic
Conference

学会開催報告

京都弁護士会館での国際シンポジウムを終えて

小田 美佐子 ODA Misako

2024年11月23日、立命館大学国際地域研究所、京都弁護士会、静岡大学デジタル社会における法的対応研究所の共催により、国際シンポジウム「AI時代における健康増進法の模索 — 中国の高齢者支援策の整備動向を踏まえて」が京都弁護士会館で開催された。本シンポジウムの内容は、中国のネットニュースでも報じられた。京都弁護士会に共催の依頼を行い、当日モデレーターも務めた関係で、報告やコメント等の内容について、以下の通りご紹介する次第である。

まず、孫笑俠氏（浙江大学教授）の報告は、デジタル技術に対する法学者の警戒または慎重な姿勢があり、技術に対する規制を強調する傾向があると指摘した上で、社会が「善」に向かう可能性も秘めている可能性に着目し、具体的には、人々の権利の向上、政府のパワーの最適化、法制度の弊害の改善、人々の福祉や高齢者ケアに資する側面を含むとしたが、デジタル技術開発と利用をめぐる法的問題やサービスモデルの欠如、人材不足等の課題にも言及した。

つぎに、陸青氏（浙江大学教授）の報告は、学者案の概観であったが、立法意義、ガバナンス上の課題、基本原則、具体的な制度設計に分けて説明を行った。立法意義として、「健康中国」の促進、AI医療介護産業の発展、高齢化への対応、世界的な流れを挙げたが、EUのヘルスデータスペースに関する規則案（EHDS）、日本のパーソナルヘルスレコード（PHR）システムにも注目していると述べた。ガバナンス上の課題として、アルゴリズムの

透明性や差別、データの共有、知る権利や同意、責任の所在、人材育成やデジタル格差を挙げた。基本原則として、人間中心主義、人々の健康福祉の促進、データの共有メカニズム、アルゴリズムの透明性、責任の明確化、持続可能性を掲げた。具体的な制度設計として、6章と附則からなる条文案を示した。

また、向秦氏（華東政法大学副研究員）の報告は、医療健康データの利用状況に関するものであったが、医療健康データの形成を医療データ、公衆衛生データ、その他のデータに分け、医療健康データの流通をG2B、B2B、B2Gに分けて紹介した。とりわけ、B2Bでは2024年10月28日に上海市第一人民医院がデータ取引所に重大疾病データ製品を取引できるようにしていることに触れた。データセキュリティーに関しては、中国がEUと異なるのは「信頼できる」データスペースを強調していることであり、2028年までに100以上の信頼できるデータスペースの構築を目標としているとした。

さらに、朱曄氏（静岡大学教授）の報告は、パーソナルデータ収集の法的枠組みに関するものであった。AI健康増進法は時代の産物であり、パーソナルデータの収集は喫緊の課題であるが、データ信託の仕組みは極めて有効であり、信託の枠組みを活用するためには、パーソナルデータに財産権的性質を認めることが前提であるとした。

コメンテーターである高見澤磨氏（東京大学名誉教授）は、孫報告に対しては、法制史の視点も踏まえ、意思表示が困難または不可



垣田貢仁子氏



参加者のみなさんと

能な場合における対応のあり方について問題提起を行った。陸報告に対しては、経団連 21 世紀政策研究所の研究プロジェクトが 2023 年 3 月に公表した報告書「データに関する権利のあり方」が日本の到達点であると指摘した。向報告に対しては、匿名化に関する対応に触れ、朱報告に対しては、データの財産的性質のとらえ方、ローマ法の「無体物」「無形物」との関係に触れた。

裘索氏（外国法事務弁護士）は、上海の介護業界における先端科学技術の応用や上海市政府の高齢化対策を紹介し、先進的な取り組みとして、復旦大学の介護用人型巡回ロボットや 2025 年の少量の量産化等に触れた。また、情報の収集・利活用におけるプライバシー権や個人情報の保護、責任の所在に関する法制度の提言を行った。

丁相順氏（中国人民大学教授）は、フレイルの予防に着目し、予測するアルゴリズム、独居高齢者の見守りや異常検知等に触れた。

牧野誠司氏（弁護士）は、日本の個人情報保護法および次世代医療基盤法の概要や改正内容について紹介した上で、AI による分析

や加工に伴うリスクに留意すべきであると指摘した。

武田雄司氏（弁護士）は、中国の AI 企業が開発した介護システムを日本で利用したい旨の相談を受けた経験に触れ、契約における個人情報の取扱の明記やデータを会社の財産として活用することの重要性を指摘した上で、データの売買に関する法律の内容に注目したい旨の発言を行った。

質疑応答では、取引の対象、データ製品（成果物）、海外での利用に関する越境移転（域外移転）の規制、プライバシー等に関して議論が交わされた。

なお、その後、ディープシークが一躍有名になったが、創業者は浙江大学の出身である。

最後に、シンポジウム開催にあたり多大なるご支援を賜った京都弁護士会、ならびに開会のご挨拶を頂戴した垣田貢仁子副会長（当時）に改めて深く感謝の意を表する。会場の設営等にも多大なるご尽力をいただいたことにも心より謝意を申し上げる次第である。

（おだ みさこ・アジア法）

Study Group

研究会

2025年2月～6月

■法学部定例研究会：

- 25年 2月 1日 商法研究会：清水円香氏「対話の充実と株主総会実務の多様化」、品谷篤哉氏「代表権濫用をめぐる複数の法的ルール」
- 25年 2月 6日 第10回最高裁研究会：平野哲郎氏「最高裁判所における弁論の透明化・活性化・実質化」
- 25年 3月 1日 商法研究会：久保壽彦氏「自然災害ガイドラインの課題」、村上康司氏「役員等に対する会社補償－アメリカの動向を中心に」
- 25年 3月 1日 International Workshop - on the subject of E-Justice, Consumer
～2日 Protection & Corporate Social Responsibility: Prof. Dr. Tzong-li Hsu “The Constitutional Limits on Application of AI in the Judicial Practice”, Prof. Dr. Georg Borges “AI tools for the Judiciary and the European AI Act”, Dr. Cathérine Van de Graaf “Towards E-justice? A Case for Electronic Submission of Third-Party Interventions before the European Court of Human Rights”, Prof. Dr. Ian Stewart Forrester “National and EU reflections on E-Justice”, Dr. Ivo Gruev “Anti-rights Mobilisation and Misinformation in the digital Age”, Prof. Bart Krans “The Dutch preliminary ruling procedure”, Prof. Antonios Karaiskos “E-Justice, Consumer Protection, Corporate Social Responsibility”, Professor Dr. Christian Gomille “E-Justice in Enforcement Law”, Mr. Yasuhiro Fujioka “John Coltrane was close to Malcom X rather than Martin Luther King Jr. during Civil Rights Movement”, Prof. Dr. Wolfgang Lüke “E-Justice in Insolvency Law”, Prof. Dr. Wolfgang Hau “E-Justice in International Civil Procedure Law”, Prof. Dr. Philipp M. Reuß “The Use of Artificial Intelligence in Judicial Decision Making”



- 25 年 3 月 26 日 第 11 回最高裁研究会：山本庸幸氏「最高裁判所判事を務めて」
- 25 年 4 月 5 日 商法研究会：原弘明氏「合併本質論の現代的意義」、伊藤吉洋氏「ファミリーマート株式買取価格決定申立事件高裁決定（東京高決令和 6 年 10 月 31 日 LEX/DB25621723）についての検討」
- 25 年 6 月 7 日 商法研究会：山下典孝氏「出火の原因が保険契約者兼被保険者と同視できる者による重過失によるもとして保険者免責が認められた事案」、山田拓広氏「建物の損害について、実際には低廉な修理費での修理または被保険者の従業員が修理を行ったにも関わらず、より高額な見積金額に基づいて、当該見積金額が過大なものであることを明確に認識しながら保険金の請求を繰り返したことが信義則に反するとして保険者の免責を認めた事例に関する考察」
- 25 年 6 月 28 日 戦後 80 周年記念特別講演会：井田良氏「死刑制度と刑罰理論－死刑はなぜ問題なのか」

Research Grant	科研費
	2025 年度

- 基盤研究 (B) 「日本型統治システム」の再検討－比較、聞き取り、アンケート調査に基づく学際的接近
研究代表 大西 祥世
- 基盤研究 (B) 医療安全理念に基づく事故調査と紛争解決－透明性とコミュニケーションの確保に向けて
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) 第二言語話者の「談話構築能力」の発達過程－談話機能主義の観点から－
研究代表 遠山 千佳
- 基盤研究 (C) グループ利益の追求と子会社利害関係者保護
研究代表 清水 円香
- 基盤研究 (C) F.R. リーヴィスの文芸批評の歴史文脈化に関する研究
研究代表 石原 浩澄
- 基盤研究 (C) シティズンシップと自己決定権概念の関係性からみる新たな民主主義の模索
研究代表 多田 一路

- 基盤研究 (C) 現代イギリスにおけるレファレンダムの動向
研究代表 小松 浩
- 基盤研究 (C) 法人・役員の主観的リスクとその保険・補償
研究代表 竹瀨 修
- 基盤研究 (C) 憲法習律としての議院内閣制再検討：日英仏における Singularity の研究
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) 異文化理解促進に向けての教育政策科学部とプロジェクト授業の研究
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 日本型紛争解決観の生成と制度化の展開に関する通時代的研究
研究代表 河野 恵一
- 基盤研究 (C) 最高裁判所・高等裁判所における隠れた違憲審査の発掘－法分野横断的な司法行動研究－
研究代表 市川 正人
- 基盤研究 (C) 労働関係における人権の法律と裁判による保障に関する日独比較研究
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 法と神経科学に関する実証実験の予備的・準備的研究
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (C) 公共施設統廃合と過程の公正さに関する研究
研究代表 柳 至
- 基盤研究 (C) 日本における移民排斥感情の理解と理論的検討
研究代表 村上 剛
- 基盤研究 (C) キューバ文学におけるヴァナキュラー文化の研究
研究代表 安保 寛尚
- 基盤研究 (C) 複数性と焦点の研究
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 行政法における敬譲法理の研究
研究代表 正木 宏長
- 基盤研究 (C) 犯罪行動における刑罰と処分および治療の兼ね合い
研究代表 松宮 孝明
- 基盤研究 (C) 法科大学院における判例教育教材と教育方法の実証的・実践的研究
研究代表 松岡 久和
- 基盤研究 (C) 持続可能な社会の構築における消費者法の役割
研究代表 谷本 圭子
- 基盤研究 (C) 1950 年代前半における日本の「食料外交」の成果と課題－ビルマ米の調達をめぐって
研究代表 吉次 公介

- 基盤研究 (C) 客観的帰属論による詐欺罪の再構成
研究代表 安達 光治
- 基盤研究 (C) 監督権限の不作为を理由とした国家賠償責任に関する日仏比較法研究
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 「法と経済学」に対抗する「法と政治経済学」－「立憲的政治経済学」の構想に向けて
研究代表 坂田 隆介
- 基盤研究 (C) Challenges Relating to CLP Implementation in Japanese Universities and Proposed Remedial Strategies
研究代表 JACKSON Lachlan
- 基盤研究 (C) デジタル関連政策と連携可能な民事立法論の研究
研究代表 宮脇 正晴
- 基盤研究 (C) モバイルエコシステムの利便性と公正性確保を巡る競争的規制のあり方－日米 EU 比較研究
研究代表 井畑 陽平
- 挑戦的研究 (萌芽) 文化をめぐる言説の政治研究－思想研究と政策科学部研究からの解明
研究代表 徳久 恭子
- 若手研究 知的財産紛争解決の総合的研究
研究代表 畑中 麻子
- 若手研究 確実な誤判防止に向けた「証人テスト」に対する法的規制
研究代表 清水 拓磨
- 若手研究 議員の政策科学部的立場の通時的変化に関する研究：属性・一貫性・政治的代表
研究代表 西村 翼
- 若手研究 学際研究プロジェクトとしてのリアリズムに関する法思想史的研究
研究代表 菊地 諒
- 若手研究 参加権の裁判的保護と基礎理論の構築に関する総合的研究
研究代表 谷 遼大





立命館ロー・ニュースレター

第99号(2025年6月)

編集:立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会(法学部研究委員会)

発行:立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL:075-465-8177

FAX:075-465-8294

URL:[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)